

「ホームビルト機の航空法第 28 条第3項の飛行許可について」一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
空乗第255号 昭和51年5月1日 国空航第3037号 令和4年3月29日一部改正 <u>国空安政第2310号 令和4年12月26日一部改正</u> ホームビルト機の航空法第28条第3項の飛行許可について 標記に関し航空法第28条第3項の許可を行う場合は、別紙「ホームビルト機の飛行許可に関する考え方」を勘案して処理されたい。 別紙 ホームビルト機の飛行許可に関する考え方 1. ～5. (略)	空乗第255号 昭和51年5月1日 ホームビルト機の航空法第28条第3項の飛行許可について 標記に関し航空法第28条第3項の許可を行う場合は、別紙「ホームビルト機の飛行許可に関する考え方」を勘案して処理されたい。 別紙 ホームビルト機の飛行許可に関する考え方 1. ～5. (略)

附 則（令和4年12月26日 国空安政第2310号）

1. 本通達は、令和5年3月31日をもって廃止する。
2. 本通達の廃止の際現に許可を受けているものについては、なお従前の例によるものとする。